

招集期日 平成20年6月11日（水曜日）

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階第3委員会室

開 会 6月11日（水曜日）午前 9時39分

閉 会 6月11日（水曜日）午後 0時13分

| | | | | |
|------|-----|-------|------|-------|
| 出席委員 | 委員長 | 宮岡幸江 | 副委員長 | 忽滑谷陽子 |
| | 委員 | 安道佳子 | 委員 | 吉澤かつら |
| | 委員 | 永澤美恵子 | 委員 | 上原正明 |
| | 委員 | 塩屋和雄 | 委員 | 鹿倉貞二 |

欠席委員 な し

| | | |
|-------------|--------|------------|
| 説明のため出席した職員 | 福祉部長 | 健康福祉センター所長 |
| | 生涯学習部長 | 関係職員 |

委員会に出席した事務局職員 高山 勇 沼井俊明

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時39分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより福祉教育常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例2件、補正予算1件、請願2件の計5件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

△ 議案上程

議案第67号 入間市学童保育室設置及び管理条例等の一部を改正する
条例

委員長 まず、議案第67号 入間市学童保育室設置及び管理条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部に説明を求めます。

提案理由の説明

福祉部長 ご説明申し上げます。議案第67号 入間市学童保育室設置及び管理条例等の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が一部改正され、平成20年4月1日から施行されたことに伴い、中国残留邦人等に対して新たな支援給付が開始され、この支援給付が生活保護法に準じて実施されることから、市の条例においても生活保護受給者と同様の取り扱いとなるような改正を行うものであります。

今回の改正は、改正が必要となる4条例を一括して改正するものであり、具体的には第1条の入間市学童保育室設置及び管理条例の一部改正では、学童保育室保育料基準額表のA階層の定義に同支援給付受給世帯を加えるものであり、第2条の入間市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正では、受給対象者の範囲から同支援給付を受けている者を除くものであります。

また、第3条の入間市難病者福祉手当支給条例の一部改正では、難病者の定義に同支援給付を受けている者を加えるものであり、第4条の入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正では、対象者の範囲から同支援給付を受けている者を除くよう改正するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用したいものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 9時42分 休憩

午前 9時43分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第68号 入間市土日夜間診療所条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第68号 入間市土日夜間診療所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部に説明を求めます。

提案理由の説明

健康福祉センター所長 よろしくお願ひ申し上げます。議案第68号 入間市土日夜間診療所条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

診療報酬の算定方法につきましては、これまで健康保険法及び老人保健法の規定に基づき行われておりましたけれども、診療報酬の算定方法を定める厚生労働省告示が公布され、平成20年4月1日から施行された改正後の健康保険法と老人保健法が一部改正され、題名が改まった高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき算定されることになったため、入間市土日夜間診療所条例第8条第1号の条文を改正したく提案するものでございます。

なお、健康保険法等の一部改正により入間市土日夜間診療所に係る主な影響としましては、一部の患者の負担額が変わり、これまで3歳から義務教育就学前までの子供の窓口負担の割合については、3割であったものが2割に引き下げられております。

また、70歳から74歳の方の窓口負担の割合につきましては、平成20年4月1日より法的には1割から2割に見直されることとされていたものが、国の要綱で特例措置として平成21年3月まで1割に据え置かれております。

なお、この条例は公布の日から施行したいものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議ください

ますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 9時46分 休憩

午前 9時47分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第69号 平成20年度入間市一般会計補正予算(第1号)のうち

所管のもの

委員長 議案第69号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、生涯学習部所管のものについて、生涯学習部長より説明を求めます。

概要説明

生涯学習部長 議案第69号 入間市一般会計補正予算（第1号）のうち生涯学習部が所管するものにつきまして、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳出のみ1件でございます。

それでは、補正予算（第1号）説明書によってご説明いたします。説明書の11ページから12ページをごらんいただきたいと思います。項6 保健体育費、目2 体育施設費のうち大事業、施設管理運営費、小事業、スポーツ広場整備事業718万円の増額は、西武地区内、野田3区運動場用地の土地所有者の死去に伴い、相続人から用地の返還申し出があり、使用貸借契約に基づき土地を返還するため、用地内に設置してあります防球ネットフェンスの撤去及び移設並びに外周金網、樹木、遊具等の撤去工事を行うための経費でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 これより生涯学習部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

塩屋委員 本会議でも説明あったと思うのですが、このグラウンドが設置されてから何十年と言ったっけ。30年、40年。

生涯学習部参事兼体育課長 ことしの12月で30年。

塩屋委員 それで、この防球ネットの設置はいつ、あるいは何年ぐらいたつのですか。

生涯学習部参事兼体育課長 設置してからほんの1年ちょっとかなと思います。

塩屋委員 それで、このポールを設置したときの費用は、115万円と、これは今回の除却だから、設置したときの費用というのは幾らなのですか。おおよそで結構です。

生涯学習部参事兼体育課長 平成19年の1月31日に設置が完了してございます。おおむねの費用につきましては729万円でございます。

塩屋委員 そうすると、700万円というのを大きい金額と見るか小さいと見るかなのだけれども、私は比較的こういう運動施設等があちらこちらでいろんな需要が、手入れが必要だとかいうことの中ではまあまあ大きい金額だと思うわけですが、当然これを設置するに当たって地主さんの了解というのはどんなふうな形での内諾なり了解は得ているのでしょうか、設置したときに。

生涯学習部参事兼体育課長 設置の関係につきましては、地主さんの承諾どうこうよりも以前に、ここが危険というふうなことがあって、そこもやはりボールが外に出てしまうという部分ございましたので、それを主体としまして、実施計画で企画のほうにお願いをし

ていったという経緯がございます。そして、予算をいただいた時点におきまして地主さんのほうにお話をさせていただきました。地主さんのほうからしますと、もしそういった相続が発生した場合、これについてはやはり返していただくなり、この対応していただくということがあるかもしれないというふうなお話はございましたけれども、安心、安全の関係もございますものですから、その関係で設置をさせていただきたいということでご了解を得たという経緯でございます。

塩屋委員 これは、地主さんが、変な話だけれども、いつ亡くなられるかというのは、これはわからないことで、予測ができないわけだけれども、少なくとも一定の金を投じて設備を設置する以上、ある程度それが一定期間は使えるような地主さんとの話し合い、協議というのは必要だと思うのです。だから、場合によってはそれを設置することによって賃料をちょっと上乘せ分を考えるとかいうことでも地主さんと仮に相続が生じて10年間は認めてもらうとか、そういったことが常識的に必要だったのではないかと思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

生涯学習部参事兼体育課長 このスポーツ広場なのですけれども、賃貸借でいうと使用貸借というふうにとっておりまして、固定資産の免除という形で今市内、ここ入れまして、当面ソフトボール場ができるのが8つでしょうか、ございます。それは、すべて使用貸借でなくて使用貸借というような形で、固定資産の免除というような形で使用させていただくという状況でございます。前にもうち

のほうから答弁あったかもしれませんが、相続がございましてその後使用させていただく事例もございました。そういうものですから、担当といたしますと、もしそういったものを設置させていただいて、そして長い間使用できるのかなというような推測のもとに設置させていただいたという状況でございます。

それと、もう一つがもし採納の場合、地元からも要望が出ているようなことございますし、やっぱり生涯スポーツの振興という形で地域の広場、こういうのも必要かなということもありましたので、財政的なそういったものが許す範囲の中でそういった取得の辺も視野に入れた形の中でというような対応もございましたので、そんな対応させていただいたという形でございます。

以上でございます。

塩屋委員 使用貸借で、固定資産税の免除で貸していただいているというのは、非常に地主さんの厚意に甘えてというか、ご厚意でそうさせていただいているので、それはありがたいことなのだけれども、だけれども一方、市側とすれば一定のお金を投じて設備を整える以上は、やっぱりそれが一定期間はきちっと有効に活用できるという前提が必要だと思うのです。もちろん地主さんによっては長生きの人もいるし、そうでない人もいます。それから、現在の年齢が中年の方もいれば高年齢に達している人もいます。いろんなケースある。だけれども、最小限やはりそれを設置する以上は、市側の立場とすれば一定年数は使ってもらえるような担保をとるといいますか、先ほど使用貸借というお話あったけれども、今回の設

備はここで新たにつくらせてもらうのだから、その分だけでも賃料は別途ゼロに対して上乘せ、使用貸借でなく賃貸借に切りかえるとか、そういうやっぱり今後のことも考えてみた場合、必要ではないですか。それは、今回はこれポールの問題だけれども、グラウンド整備だとか、いろんなことをやる時に地主さんの厚意があるからそれでいいよということで一定の金を投じた。ところが、短期間のうちに返さなければいけない事情が生じたということに対して何の担保もできないのではいけないし、相続のほうでももし地主さんと市の間で一定10年だったら10年間という内々のあれができておれば当然相続財産としてそういったのも承継されるのだと思うので、少なくとも検討課題には今後してほしいと思うのですが、ご意見を伺いたいと思います。

生涯学習部長 今塩谷委員のほうからのご意見といたしますか、もっともだというふうに考えております。今後特に新しく設置要望ということが出てきた場合には、今お話しいただいたようなことを十分検討しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

上原委員 ちょっと本会議のほうで幾つかの指摘がありまして、大体内容は理解しているのですが、一部撤去したものを移設するというようなお話もありましたが、その辺は経過はどんなふうにその後何か変化がありましたら。

生涯学習部参事兼体育課長 3区のグラウンド、本会議のほうでも答弁ありましたとおり少年野球が始まりまして、高齢者または地域のソ

フトボールチーム、いろんな方が利用されております。そこがなくなってしまうという経緯もございまして、地域の方々が、成人者のソフトボールとか、そういうのにつきましては地域の学校開放とか、いろいろな形の中での利用というのは考えているようございましてけれども、青少年の活動であれ、少年野球等につきまして近くにある広場が使えないかどうかということがございましてものですから、現状では地域の方々と調整をしているというふうな形でございます。

以上でございます。

上原委員 今調整中ということのようですけれども、その可能性はいかななものでしょうか。

生涯学習部参事兼体育課長 調整している地域がご承知のように西武地区前、北側でしょうか、の自由広場、条例設定はしていないのですけれども、自由広場でございます。非常にその地区体育館またはゲートボール場、憩いの家ときに住民の方々との話し合い、こういったものがいろいろ困難を生じたという経緯もございまして。そういった形の中では、今後どうなるかわかりませんが、地域の方々につきましては努力をしているという状況でございます。

上原委員 万が一今の撤去したポール、網等がその設置場所と移設が不可能になったような場合、どうしても同意が得られなかったとなった場合に、本会議の中でも他の施設への移設も考えるというようなこともお話として伺っておるのですが、他の施設という他の見

解をちょっと聞かせていただきたいと思います。

生涯学習部参事兼体育課長 先ほど申したソフトボール場ができる施設、これは8カ所ございまして、ほかの施設でもやはりネットフェンスが当初つったときに低く、地域に住民、民家、そういったのができている施設がございますので、そちらのほうも視野に入れながら予算計上したときにはまた説明させていただいて、今上原、塩屋委員さんのほうからご質疑ありましたとおり、移設した後どのくらい使えるかということもご相談させていただきながら移設を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

上原委員 今のお話理解できました。先ほど塩屋委員からのお話があったように、やはりせつかく投資したものが1年数カ月で撤去というのは、余りにもちょっと市民に対しても説明のしようがないというか、非常に苦慮するところでもありますし、当然ながらそれが最低限10年、15年使えるというような内容でないとなかなか理解が得られないのかなというふうな気がしますので、ぜひそういう意味については今後十分注意をしていただいて、そういうある一定期間の担保を得た上で設置できるように、それをまずお願いしたいと思います。

忽滑谷委員 この間、先ほどもご説明にもありましたとおり、地元、それからあと地主さんからだったかと思えますけれども、用地取得のほうの要望があったかと思うのですけれども、それに対して金額など概算で結構ですので、おおよそで結構ですので、お教え願

たいなと思うのですが。

生涯学習部長 非常に数字の部分がちょっと微妙なのですが、というのは
今相続人の方のほうで、いわゆる民間への売り……

〔(売却ですか) という人あり〕

生涯学習部長 処分といいますか、それをまず検討しているところではござ
いますので、余りはっきりした数字といいますか、ことは申し上げ
るとご迷惑になる部分もありますので、ちょっと控えたいと思
うのですが、ただ当初市としてはいわゆる土地の不動産鑑定をと
って、当然その鑑定価格で取得をさせていただくというのが原則
になっております。実質的には、そういう予算もございませんで
したので、交渉の過程の中で試算といいますか、内部で、本当に
大まかな部分ですけれども、1平方メートル当たりどのくらいに
なるのであろうかという、これは内部での試算をしたところ、お
おむね5万円前後になるのではないかというふうな試算を出しま
した。これを地主さんのほうからもひとつそういうことを聞かせ
てほしいということでございましたので、それは当然正式な不動
産鑑定をとればその5万円という数字から下がるかもしれない
し、もちろん上がるかもしれない。それは、はっきり言えないけ
れども、おおむねそのぐらゐの前後ではないかということで、我
々としてはその取得に対しての交渉の基準としてお話をさせてい
ただきました。その結果、相続人の方もご自分で正式な不動産鑑
定もとられました。その数字は、実際にはお教えいただけなかつ
たわけですけれども、ご自分で希望しているといいますか、考え

られている額とご自分でとられた不動産鑑定も含めた市のほうの額との間に相当の、表現ではかなりの開きがあるので、大変申しわけないけれども、市のほうに場所は売ることができないというふうなお話を最終的にいただいたということでございます。ご理解いただきたいと思います。

忽滑谷委員 確認なのですけれども、今のご答弁の中で地主さんと市との折り合いというもののほかに、市としての予算をその土地に対して今組むわけにはいかないというような結論に市の側としては至ったというようなことを前半おっしゃられたと思うのですけれども、それでよろしいのですか。

生涯学習部長 用地を取得させていただきたいという交渉をしておりますので、最終的に単価の一つの目安として先ほど言いました数字を出したわけですが、地主さんのほうもそういうことであれば、その前後には例えば市のほうに考えてもいいよと言っていただければ正式な不動産鑑定をとりまして、それで最終的に了解いただけると思いますか、購入させていただくという、そういう準備をしておりましたので、それは企画部門も含めて市としての対応をしておりましたので、折り合いがつけばそういう方向で努力をさせていただいたというふうに考えております。

忽滑谷委員 用地の周りに、今回の予算の中に防球ネットだけでなく、木の保護とか、金網とか、そういう更地にして返すために全部するというご説明を本会議でも受けたのですが、その中で桜の木が何本か植わっていると思うのですが、それは移設するとかいうお考

えはありますか。

生涯学習部参事兼体育課長 木も大分大きくなっている状況もございます。非常に移設というのは難しいのかなということで、撤去ということで計画をさせていただきました。

忽滑谷委員 確認なのですが、本会議の中で防球ネット移設する地区体育館が候補に挙がっているということですが、その中で本会議の中で地区体育館が調整区域だったかに、かかっているというようなご質疑どなたかされたかと思うのですが、それに関して問題はありますか。

生涯学習部参事兼体育課長 地区体育館がある敷地は、おおむね2万平方メートルございます。この用地につきましては、西武不動産が開発いたしますときに市のほうに教育施設のほうでいただいたというふうな経緯がございます。その中で市のほうが昭和60年の前半だったでしょうか、63年ごろ地元の説明させていただきながら、体育館と駐車場と先ほど言いましたゲートボール場等つくらせていただいたという経緯がございます。

そういう形の中で今回そういった防球フェンスの関係なのですが、都市計画とも調整はさせていただきましたけれども、フェンス等の関係については工作物に値しますので、フェンス自体7メートルございますので、問題はないだろうというふうな形の中で対応させていただくということでもあります。昭和58年でしょうか、あそこ住宅地域の区画の整理をさせていただいたときに計画区域というのですか、その中には現グラウンドも含まれてお

りますけれども、その中では問題ないというふうな形で対応してきました。地域内については、第1種低層住宅地域でしょうか、これに入っているという形でございますけれども、工作物という形でございますので、取り消しのこともないということだったので、対応させていただきました。

以上です。

永澤委員 1点確認なのですけれども、今8件ほど固定資産税の免除をされているというところがあるということなのですが、今後相続とか発生して予算があれば投入という方向で考えていくということによろしいのですか。

生涯学習部長 これは、総括質疑でもお答えしたのですが、それぞれのケースと申しますか、今まででも相続、基本的には引き続きお借りをするという方向でももちろん考えさせていただきますが、過去の例だと、相続が発生しても継続をさせていただいているケースもありますし、逆に返還というところもあるわけです。ですから、現在の既存の広場につきましては、やはりケース・バイ・ケースの対応になるのかなというふうに考えております。

忽滑谷委員 もう一点だけ、移設候補になっている地区体育館の広場に防球ネットを設置するに当たりまして、地元の近隣の方々と調整中であるというお話を伺ったのですが、これ地区体育館は市の施設であって、それに防球ネットを立てるに当たって地元の近隣の方との調整が必要であるというのについてちょっとお尋ねしたいのですが、近所の方が反対であるという結論に達した場合は立てら

れないという形でよろしいのですか。

生涯学習部参事兼体育課長 先ほど申し上げたとおり、昭和63年にそういったスポーツ施設の計画がございまして、そのときに地元とのいろいろな話し合いをさせていただいた経緯がございます。その中で最終的にあそこに今、くどいようでございますけれども、駐車場、そして地区体育館、それからゲートボール場、憩いの家が立っておるわけでございますけれども、その他にソフトボール場とか、プールとかという計画もあったようでございます。そういった形の中で住民との話し合いの中でプールとか、それからソフトボール場については一応今のところつくらないという形の中での対応をさせていただいたと。だれでも使える自由広場ということで対応させていただいた経緯もございます。ただ、その中で市としてはそのまま継続して、だれでも、いつでも使える広場という形の中で設置してございます。そういうような形から私計画と言いましたけれども、市のほうというよりも地域の皆さんのご理解が得られれば私たちもそういうことで率先して調整させていただくと。今回も3区のスポーツ広場と同じような考え方と言ったら語弊がございますけれども、地域が必要な、青少年から高齢者まで、そういった楽しくスポーツまたは遊んだりなんかする施設ということで、その危険防止のためにネットも必要だということからご理解が得られれば移設してまいりたいというふうに考えているわけでございます。

それから、うちのほうの考え方には今回移設します3区の地元

の方々とか調整の中では、多分あそこで8組ございますソフトボールチームなんかも練習もさせている経緯もございますので、何かそれが可能なのかなというところでただ今調整していただいているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ生涯学習部所管のものについての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第69号 平成20年度入間市一般会計補正予算（第1号）のうち所管のものについて採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前10時11分 休憩

午前10時15分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ここで委員長より申し上げます。請願第1号及び2号の審査に際し、委員会傍聴の申し出があります。

お諮りいたします。請願第1号及び2号の審査については、傍聴を許可することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めます。

よって、傍聴を許可することに決しました。

さらに、お諮りいたします。請願第1号及び2号の審査については、執行部の同席を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めます。

よって、執行部の同席を求めることに決しました。

ここで休憩いたします。

午前10時15分　休憩

午前10時16分　再開

委員長　会議を再開いたします。

△ 議案上程

請願第1号　後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出を求める
請願

委員長 請願第1号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出
を求める請願を議題といたします。

請願の朗読は省略いたします。

請願の要旨について、紹介議員の金澤議員から説明を求めます。

要旨説明

金澤議員 本日は、お忙しいところ、ありがとうございます。

まず、1番として後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出を求める請願について、紹介議員として説明いたします。この本請願は、入間市東藤沢にお住まいの宮澤敏夫さんを代表として、1,843名の署名をいただいて提出されたものでございます。

請願の趣旨について、ちょっと読まさせていただきます。

いわゆる「団塊の世代」が定年退職を迎える昨今、わが国は世界でも例を見ない超高齢化社会に直面している。

これまで、市町村ごとに運営されてきた国民健康保険制度は、極めて厳しい財政状況となり、地方の小規模自治体などでは保険財政が破綻しかねない状況にある。

今回、75歳以上の方及び65歳以上で一定の障がいのある方を対象とし、都道府県単位の広域連合を保険者とする新たな医療制度が開始されたことは、「広域化による保険リスクの分散」や「保険料負担や給付内容の地域間格差の是正」、そして「長期にわたって安定した世代間の助け合いの実現」という観点から有意義なものである。

しかしながら、後期高齢者医療制度も相互扶助を前提とした社

会保険制度の一種であり、対象が年金生活者を主体とする高齢者に限定されていることから、保険料の水準について、低所得者への格段の配慮がより求められる。

現在、政府において制度や運用の改善が検討されていることを受けて、本制度の根拠法に対する参議院厚生労働委員会付帯決議の本旨に則り、入間市議会として、以下の項目について速やかなる改善の実現を求める意見書を提出されるよう、お願いいたしますということで、請願項目として、後期高齢者医療制度の改善を速やかに実現されるよう、以下の項目についての意見書を、国及び埼玉県後期高齢者医療広域連合へ提出して下さい。

一、低所得者に対して、現行7割が最高となっている減免割合のさらなる引き上げを図ること。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

永澤委員 請願趣旨の中の6行目に「広域化による保険リスクの分散」等3つの点を上げられて有意義であると述べておられますが、この点についての請願者のお考え、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

金澤議員 ここでいう広域化による保険リスクの分散、また保険料負担や給付内容の地域間格差の是正、そして長期にわたって安定した世代間の助け合いの実現について若干説明させていただきたいと思いますが、あくまで、説明はこの後期高齢者医療制度の是非につ

いて今請願で、ここで審議するものではなくて、あくまでも実際に施行されていることを前提として、その中でさらに一層低所得者への配慮が求められているものを説明するためのご説明だというふうに私は理解しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、ご質疑の件なのですが、あくまでも今回、今までのこの説明をするに当たって過去の国民健康保険制度と老人保健制度そのものの問題点についてやっぱりご理解、皆さんご存じだと思いますが、若干の説明をさせていただきますと、結局はこれまでの国保自体が市町村単位で行われていたために、特に地方で高齢化率の高い規模の小さい市町村国保では潜在的な問題点、赤字体質になりやすいという問題点があつて、地方自治体も一般財源から補てんはして保険料の上昇をできるだけ抑えてはいたのですが、もう限界にあるというのが一番大事な点だというふうに思ひます。この点についても1990年代から10年以上にわたつて国や政府、また各党含めたいろんなところでの話し合ひが行われてきていましたけれども、結局は究極の目的である医療保険の一元化とか広域化というのがどうしても実現しなかつた。だから、やむを得ず、まず一番医療費の負担のかかっている後期高齢者の保険については、ここは何とかしないと本当に倒れてしまうということで、そこで一致点をどうにか見出してこの後期高齢者医療制度が実現したというふうに理解をしています。

以上です。

安道委員 何点か質疑させていただきます。

まず、今の部分なのですけれども、今回この75歳以上の方及び65歳以上で一定の障害のある方を対象とし、その都道府県単位の広域連合というふうな形で制度を開始したと、そういったところに今回非常に有意義なものがあるのだというふうな内容で書かれておりますけれども、今回国民世論は大変大きくこの制度に対して大変だというふうな声を上げているわけです。その一番のもと、75歳で区切ったというふうなところで国民の怒りの声が集中しています。その75歳で区切るところに本当に人間としての尊厳にかかわるとか、あるいは年齢で区切るというふうなことで法の本物の平等、これに関してもそういった憲法の本質にも反する。日本は、今まで家族、親が子供を育てて、そして育て上がったならば、今度は子供が親を……

委員長 質疑を早く。

安道委員 というふうな形で、そういった形で成り立ってきて非常に日本のいいところであったと。そういったものまで今回この75歳というふうなことで区切られるということで失われるのではないかと。いうふうな批判が高まっていますけれども、こういった75歳で区切ったというふうなところに一番の怒りが出ていたところについてどのようにお考えですか。

金澤議員 先ほどもご説明しましたけれども、私自身は今回の紹介議員としてこの請願の趣旨そのものはあくまでも現在の後期高齢者医療制度について是か非かを判断するものではなくて、趣旨はその前

提としてその中でもやはり見直すべき点がこの低所得者への配慮という点でございますので、ここで余り詳細に、この後期高齢者医療制度について各党の、各会派の主義、主張があるのは私も存じ上げていますけれども、余りその点について触れるのは今回の請願趣旨からは外れるものというふうに理解しています。

ただし、1つどうしてもお聞きしたいということであれば、あくまでも私個人の意見として、その点について請願者とそこまでの話をしたわけでありませんが、お話を私個人に紹介者としてお伺いしたいということであれば1つお答えしますけれども、まず最初に前提条件として今委員のおっしゃられた世論が多いということで随分しきりにこれまでも主張されてきましたけれども、前回の議会でおっしゃいましたけれども、約7割の人が反対されているというような数字をよく使われていますけれども、その点についてまず確認させていただきたいと思います。

まず、多分今委員がおっしゃられた7割の反対意見という数字の根拠は、恐らくNHKの世論調査で、これが5月の17、18日に実施した世論調査なのですが、これが後期高齢者医療制度に対しては評価するが30パーセント、評価しないが69パーセントということで、この評価しないが69パーセントというのは約7割の人が評価しないというふうに述べられているのだと思います。この点については、これは数字ですので、事実ですから、私はこれについても了解いたします。

しかし、その後いろいろと政府のほうもおくればせながらきち

んとその制度そのものの必要性を訴え、またいろんな新聞等でも論議されている結果として、最新のこれNHKのその後の6月9日発表の世論調査によりますと、制度を実施した上で見直しを進めるべきが52パーセントで最も多く、次いで制度を廃止すべきだが35パーセント、今のままでよいが7パーセントというふうに世論のほうも施行当初の混乱からこのように冷静に制度そのものの必要性を理解しているというふうに私は数字は物語っているのではないかなというふうに思います。これは数字です。

話もとに戻りまして、質疑者のなぜ75歳以上で線を引いたのだというふうな点について、確かにお気持ちはよくわかりますが、そのようなことを主張される会派についてはもとに戻せとおっしゃいますけれども、もとに戻したらではどうなるかといったら、結局は75歳で一定の線を引いて老人保健制度に戻るだけです。75歳で線引くこと自体がおかしいという質疑自体が私は成り立たないというふうに了解しています。

以上です。

安道委員 紹介議員のほうから今回の趣旨は低所得者に対して現行7割が最高となっている減免を引き上げてもらいたい、これであるというふうなことでの主張でしたけれども、確かに保険料が大変な負担になってくるというふうなことで今大きく問題になっています。ただ、この最高7割の減免をさらに引き上げるということではこの保険料負担は解決するのだろうかというふうなところがあります。これだけでは本当の意味で今回の保険料負担というのは解

決しないと。

といいますのは、まず1点目としまして、今まで保険料負担がなかった扶養家族も含めて75歳以上のご高齢の方皆さんに保険料負担を強いるわけなのです。無年金の方からも保険料負担を強いるのです。今まで保険料を納めなかった扶養家族の方も扶養から外されてしまうのです。根本的にそういった問題があります。そういった点をどのように考えていらっしゃるのかというふうなことです。

そして、払えなくなってしまった場合です。長期保険料を納められなくて滞納してしまった場合に、今度は資格証明書を発行するのです。保険証を取り上げてしまう、そういったことが今回の制度では入ってきます。そういったところについてどのようにお考えなのか。

金澤議員 これは、先ほど言いましたけれども、他の委員さんも大分この請願からは外れているのではないかという顔されていますが、では今回だけ、この点についてだけ、これだけお答えさせていただきたいと思います。

では、まず1つに、これまで社会保険の被扶養者については確かに保険料を払う必要ありませんでした。ただ、それについては、その是非はともかくとして、今回あくまでも後期高齢者、これだけ高齢者がふえた中で高齢者医療費をどうにかして皆さんで支え合うということですから、これまで確かに払う必要なかった人たちについても公平性という意味でそれぞれの収入に応じて払っ

ていただくというのは、これは公平性という面から審議されてきたものというふうに私は理解いたします。ただし、それでも激変緩和措置ということで、それなりの措置がとられているものと私は理解しています。

次に、大事な点ですが、確におっしゃるとおり、資格証明書の問題はあります。資格証明書について、これもやはりあくまでも保険という性質上それぞれが能力に応じて支払うのが保険という制度の根本でありますので、まずこれについては無制限に払わなくてもいいのだというようなことであってはならないというふうに私は理解しています。そういう意味で最低限の払えるのに払えない人に対してきちんとしたルールとして資格証明書というのが存在自体があるのは私自身は否定しません。しかし、問題は払えるのに払わないのか、払えなくて仕方なく滞納してしまうのかの大きく2つに分けられると思います。きょう、本日付の一般紙にも載っておりましたけれども、この資格証明書については与党合意ということで相当な収入があるのかかわらず、保険料を納めない悪質な場合に限り運用するとききちんと方針が出ています。ここで相当な収入については、あくまでも仮の目安ですけれども、収入が1,000万円以上というような目安も出ております。これについては、まだ金額について定かではありませんけれども、そのような形で資格証明書の払えなくて仕方なく滞納するというような、そういうような大変なケースについてはここでフォローされているというふうに私は理解します。

以上です。

委員長 質疑者にもお話ししますが、これは請願についての質疑ですので、その趣旨をしっかりとわきまえて質疑をお願いいたします。

安道委員 保険料のところから私は質疑いたしております。決して外れることだとは思っていません。よろしくお願ひしたいと思います。

その保険料負担のことですけれども、今回その悪質なおっしやいましたけれども、原則年金天引きなのです、保険料負担。だから、年金天引きですから、おおむね引かれてしまうわけなのです。払えない無年金の方や低年金の方々が対象となるのだというふうなところなんです。だから問題だと私たちは言っているわけなのです。ですよ、対象となる……

〔(もう一度、もう一度) と言う人あり〕

安道委員 原則年金天引きですから、そういう高額所得の方は年金天引きされるわけです、保険料は。ですよ、今回の……

〔何事か言う人あり〕

安道委員 ですから、保険証がとられてしまうのではないかという対象となる方は低所得の方々が対象になるから問題だと私たちは言っているわけなわけのです。

委員長 済みません。質疑の意味が理解できない……

安道委員 それは、今回この保険料の減免だけではそういった根本的な問題は解決されないと思いますので、その点どう思いますか。

金澤議員 まず最初に、この今回の請願だけで、1項目だけですべての問

題点、低所得者の問題点が改善されるとは当然私自身は思っておりませんが、請願者の趣旨が一番目玉にある低所得者に対して減免負担の保険料の負担を軽減してくださいということですから、あくまでも今回のこの請願についてのご審議については、この低所得者への減免負担の割合の引き上げが必要なのか必要ではないのか、いわゆる要るのか要らないのか、その点についてご審議していただきたいというふうに思っております。

吉澤委員 ここに書いてある低所得者というのは、具体的にはどういう方を指すのか、まずお聞きしたいと思います。

金澤議員 当然その低所得者、あくまでもここに書いてある低所得者というのは、低年金ということではありません。年金額が少なくても不動産収入、事業収入含めて収入の多い方もいらっしゃいます。ですから、あくまでも絶対的な意味での低所得者というふうに請願者も書かれているのではないかと私もまず理解します。

その低所得の定義なのですけれども、これについては決められていないと思います、正直言って。なぜかという、低所得とプラス支出のバランスがありますよね。ですから、幾らだから低所得、幾らだから低所得ではないというようなことはないと思いますので、あくまでも当然最終的には生活実態に合わせたきめの細やかな負担軽減というのは求められるというふうに理解しています。

吉澤委員 それから、こちらにも書かれておりますけれども、政府与党内でもいろいろと見直しということで議論があった最中なのかどうか

かわかりませんが、その請願の取り組みの経過でどのような経過があってこの請願に取り組むことになったのかということ、この請願での市民の反応というものをお聞かせください。

金澤議員 まず最初に、この請願の提出を求める請願を始めようと思われとお聞きしましたのが4月の頭から中旬ぐらいにかけてだというふうには聞いておりますので、まだその時点では今回の与党合意ができたような内容はまず形もない状態でした。そういう時系列的な差があります。

次に……済みません。残りの質疑もう一度お願いいたします。

吉澤委員 取り組みの経過と市民の反応……

〔何事か言う人あり〕

吉澤委員 請願を通じて。

金澤議員 私は、あくまでも紹介議員ですので、請願者の市民の反応ということはお伺いしておりませんが。

以上です。

塩屋委員 記録の関係もあるので、ちょっと先ほどから、ごちよごちよ勝手に言ったり、そういうわきの人が口出したり、やめてくれる、悪いけれども。発言者は発言者で委員長が指名した人がやらないと、後でせっかく記録とっていても意味なくなってしまうでしょう。ひとつその辺はよろしくお願いいたします。

委員長 では、委員会進行のための妨げにならないような会議にしていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

上原委員 何点かお伺いをさせていただきたいと思ひます。

まず、請願者の今回の請願に対する紹介議員として私たち会派も駒井勲が名を連ねている請願でありますので、基本的にはこの内容を理解した上での質疑ということでお聞き取りをいただきたいと思います。

まず、先般6月1日だったでしょうか、朝日新聞、翌2日でしたか、毎日新聞に後期高齢者の負担の一覧というのでしょうか、県下の動向の表が掲載されました。それを見て説明者としてどのような見解をお持ちになったかをちょっとお伺いさせていただきたい。

金澤議員 私、詳細にちょっと見ているかどうか定かではありませんけれども、埼玉県という県の特有のやっぱり特質はあると思います。それは、やはり人口が多くて、なおかつ全国平均に比べれば高齢者も割合として少ないというふうな特性がありました。なおかつ不交付団体等もありまして、各地方自治体が国保財政にかなりの割合で一般財源からの繰り入れもしたというような、そういう背景があるというふうに感じたわけでございます。

上原委員 その中で私はちょっと1点着目した記事があるのですが、あの一覧の中で入間市が埼玉県40市の中で国保、高齢者医療費、保険料を含めた数値が、その当時は、最初の朝日新聞の表等では年金79万円という1人の親、子ども夫婦の家族の例題として出ておりましたけれども、その中で40市中40番目、一番保険料負担が少ない市であるというふうに私読み取ったわけなのです。その中で保険料負担が少なかったのはなぜかという分析をしますと、先ほど

説明者がおっしゃっているとおり、一般財政からの繰り出しが保険行政、今の国庫保険、入間市の国保を担っている相当大きなウエートがそこにあることにより、当然ながら市民の総額負担は相当低く抑えられていたというふうなことが自分としては理解をしたのですが、説明者としてはどのようなご理解。

金澤議員 確かに上原委員のおっしゃるように、19年度では法定外の繰入も含めて今入間市は国保財政に14億円もの巨額の支出をしております。ただ、その14億円が多過ぎるとか少な過ぎるとか私は考えておりません。ただ、数字として14億円も支出をせざるを得なくなっています。ただ、それとは別に、入間市はやっぱり全国平均から比べれば高齢化率も低くてというポイントが1つあります。また、さらにつけ加えさせていただくと、やっぱり木下市長の先見のご判断により健康福祉センターを市内に設置して予防という観点から取り組まれた結果も当然これはその一つとして考えていいのではないかというふうに私は理解しております。

上原委員 全く私もその今の意見には賛成しますけれども、その中に当然ながら今後の保険制度を担っていく方々、後期高齢者、私どももすぐその域に達するのですけれども、そういう人たちの中でも今回の請願にありますように応分の負担は4人でしているのだと。しかし、低所得者に対してのきめ細やかなさらなる割引制度を考えてほしいと、こういう切なる願いということに受けとめるのですが、先ほど来低所得者に対する定義づけというので質疑ございました。確かにどこに線を引くか、だれを低所得者として位置づ

けるかというのは非常に難しいし、あるいは低所得者と言われない中でも税負担にあえいでいる人も当然いらっしゃるわけですから、なかなかその辺の線引きが非常に難解、難しいと思うのですが、今回の一応制度の中で置きかえたとすれば7割軽減の方々をさらに増額軽減をしてほしいという請願なのか、あるいは5割、2割の方々も当然ながらそれよりさらに軽減をふやしてほしいと、こういう要望なのか、その辺だけ伺いさせていただきたい。

金澤議員 確かにおっしゃることもいろんな判断があると思います。ただ、参考になるのは今政府間または与党合意等で論議されている、俗に言う基礎年金真ん中以下の、79万円以下の低所得者、低年金者ではなくて低所得者について、これまでの7割よりさらにもう一段階上の9割なり云々を、割合については、これはまた別ですが、さらなる減免割合の引き上げが必要ではないかなというふうに請願者は考えていらっしゃるのではないかと私は推察いたします。

上原委員 そういった7割というところに位置づけられると、さらに今の国の政府というか、与党合意で今9割というような数字が出ているようですけれども、これも国会審議の過程でどうなるか、非常に厳しい関係にあるように感じますけれども、それを期待したいと、こういうような理解に受けとめました。

それで、もう一点だけ、あと1点だけお伺いさせていただきたいのですが、今回のいろんな新聞報道等羅列されている数字等で

見ますと、今まで入間市の国保を含めた制度が県下40市からすれば一番低額に抑えられているというふうなゆえに、今度は後期高齢者のほうに移行すると低額になってしまうために残る数字としては増額になってしまうと、こういうようなある意味ではアンバランスなところがある。実数としてやっぱり負担増になると、こういうケースも多々あるようですね。そのようなことについて、そういう現実の今まで低く抑えられたことによる、今回統一されたことによる、これがまさに格差の是正と、広域化による保険リスクの分散とか、あるいは格差の是正とかということに当然行き着くのだと思うのですが、それがゆえに高額、増額負担を強いられる方もいらっしゃるというような現実がありますし、それからもう一つは、先ほど来ありましたが、今まで保険税負担をしていなかった扶養家族として保険に確保された人が独立した制度に入らざるを得ないという制度の中でのいろんな矛盾点といたしましうか、疑問点やら、なかなか理解をしていただくのに時間のかかる感じだと思うのですが、ただそれは先ほど来の75歳以上が1つ区切りにされていた老健と言われている保険制度から今回の後期高齢者保険制度に移行する、それがゆえの一過性の課題であり、将来的には国民皆保険へ政府が一本にしていこうという序曲だというふうに私は感じているのですが、この辺についての説明者の理解はどのようなことですか、お聞かせいただきたいと思えます。

金澤議員 今上原委員のおっしゃるように、まず最初の時点の1本目の、

1つ目の入間市が確かに今まで保険料が安く済んでいたと。それは、入間市の当然一般財源から繰り入れをするのだという市長のご英断も含めて、先ほどの繰り返しになりますけれども、入間市は一定規模の自治体で、なおかつ高齢化率が低かったといういろんな要因があるというふうに理解しています。ただし、これはあくまでも前回私も本会議のほうで述べさせていただきましたけれども、例えば先ほど言ったように年金が79万円の方が入間市では国保の保険料9,200円で済んでいたけれども、確かに埼玉県で高い鷺宮町などでは2万円だと。2倍の差があったと。確かに入間市民は得していたわけです。安く済んでいたわけです。ところが、鷺宮町にお住まいの高齢者の方たちは2万円で大変だったというような声があったわけです。これは、これの問題解決するには、やはり都道府県単位でならすしかないのです、方法が。ですから、そういう意味で今まで安く済んでいた入間市はその差額の分、9,200円から1万2,750円まで3,000円の差額が上がってしまうのが実態としてありました。ただし、それでもやむを得ないこととは言いつつも、実際にはこの1万2,750円が大変だという方がいるからこそ今回の請願の趣旨である低所得者への負担の軽減というふうに私は結びつくのだというふうに理解しています。今現在整理を進めている9割引きまでいくとしたならば、4万2,000円の1割ですから4,200円になります。年間4,200円ですから、今までの国保の額は9,200円だったのが4,200円になって半額以下になるというようなことで、低所得者への影響というのはかなり大き

なものがあるのではないかというふうに理解しています。

後段の将来的な一元化についてのご見解なのですが、これは多分に国全体の話でありまして、私自身などがお話しするのも大変恐縮なのですが、平成17年12月の医療制度改革大綱などを背景にいたしますと、その中で1点だけご紹介させていただきますけれども、この後期高齢者医療制度については運営については保険料徴収を市町村ごとに行い、財政運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行うということで広域化が必要だというような話になっています。

以上ですけれども。

塩屋委員 今回のこの請願の関係の請願項目、全くこれについては賛成ですし、意見については同意するものです。

それで、これを含めて多分もっともいろいろな点での改善なりやらないといけないかなと思うのですが、実は広域連合の設置に関していわゆるその参加についてのこの委員会で条例化とか既に行われたわけですが、それを議論する段階でいかに私自身がそういった内容について具体的に知らなかったかなというのをこの間ずっと反省してきております。それで、やはり国民の基本的な部分ですね、福祉、医療というのは。それにかかわる問題について、細かいところまでやっぱりきちっとわかってこういった議会の場でも委員会の場でも議論しなければいけないにもかかわらず、いかに知識が不足していたか、情報が不足していたということを痛切に感じているわけです。

それで、ではそれは私はやっぱり地方議員の場合だと、国会の場合は大もとでこれを審議しているわけですから、もっといろいろな情報もあったり、資料もあって十分理解していた。だけれども、地方議会議員あるいは市町村の執行部については国から十分なものが伝わってなくてわかっていないのではないかとどうも私は思っていたのですが、おとといの日、これはテレビの番組ですが、元厚生大臣の坂口議員が出ていまして、私も内容について知らなかったよという、元大臣、担当大臣の国会議員がそういった発言していたのを見て、ああ、そうか、国会議員もわからずに審議していたのだというふうにつくづく思いました。強行採決との関係ですが、強行採決という意見に対して、いや、何百時間も審議したのだよというやりとりがありました。だけれども、結局は何にも知らない、資料も示されないで議論が何百時間も行われていたのだなと痛切に思って怖いなというふうに思いました。実際に今回の施行が始まってから後に厚労省等はいろんな調査したりやって、慌てふためいてやっているのは現状なので、この請願要綱を含めて実現していくことは大事だなと思うのですが、説明者としてその辺の全体的なこの間の国あるいは自治体がそれを受けとめて、あるいは地方議会がそれを審査してきたこと等含めてどういった印象をお持ちなのか、ちょっと考えを伺いたいと思います。

金澤議員　ご質疑の今回の一連の制度改革に対する認識ということでのご質疑でありますけれども、これは私自身、個人的な意見ではありますが、自立支援法にしても介護にしても本当にスタート、

開始時期ありきの本当に現場を見ていない政府の制度改革というのは地方行政を含めて現場に、また利用者に変な負担をかけているというふうに私も認識しています。その間、実際にねじれ国会かどうかも含めてわかりませんが、なかなかきちんと論議が進まない中スタート開始時期だけが決まっていて、最終的に現場、地方自治体に詳細な通達、規則等が送られてくるのが数カ月前というような、大変にこれは現場においても混乱をしているというのは私も同じような認識でいます。

以上です。

安道委員 関連ですけれども、今この制度がつくられた経緯、強行採決で決められたといったような経緯がありました。そういった中で決められて制度がスタートして1カ月足らずでもうこの減免をという声が出てくるような制度について根本的にどのようにお考えなのか。制度をつくってスタートしてすぐ減免をというふうな声が出てくるような制度の根本についてどのようにお考えなのか。

それから、広域連合の話が先ほどありました。広域連合については、さまざまな問題が指摘されているところです。一般財源を持たないというふうなところでは、将来的に成り立っていかないだろうというふうな指摘もされていますし、埼玉県内では70の市町村がありながら議員は20人しか出ていない、反映されないのではないかと、そういった問題があります。決起会を年に二、三回程度しかやらない、本当にチェック機能が果たせるのかどうかと、そういった広域連合に対する問題どのようにお考えなのか。

そして、75歳以上で区切るといったことについて……

〔何事か言う人あり〕

委員長　ごめんなさい。今の質疑の広域連合がどうのことよりも、この請願に対する内容のことなので……

安道委員　1点目の制度がスタートして1カ月足らずで減免をとというふうなことの出るような制度についてどのようにお考えか……

委員長　それのみお答えください。

金澤議員　これは、多少先ほどの塩屋委員のご質疑にもあったように、厚生労働省の方々がこの制度改革の詳細常にうたって、やっぱり現場の声とか、本当の利用者の声、それと年金生活者の声、これを十分に吸い上げていなかった点について今回の改善の見直しの声が上がってきているのだと、私はそのように理解しています。ですから、今後このような制度改革に当たっては十分現場の声、また利用者の声を聞いていただくよう私自身国に対しても市町村からも要望していかなければいけないなというふうに理解をしています。

以上です。

委員長　ここで紹介議員の説明を終わりにさせていただきたいと思えます。

ここで紹介議員の退席を求めます。

〔紹介議員退席〕

委員長　次に、執行部に対し、参考意見の聴取を行います。

永澤委員　先ほどの紹介議員お話の中で、国民健康保険が入間市は比較的

安いというお話があったのですけれども、近隣市だけでも構わないのですが、数字としてどのぐらい違うのかというのがもしわかれば教えていただきたいのですが。

高齢者福祉課長 ただいまの健康保険がどのぐらい入間市の場合安いかというようなお話でございますけれども、金額的にはちょっと把握はしておりません。税率等そういったもので見ますと、おおむね40市の中で下のほうにあるかなというふうには思っております。

以上でございます。

永澤委員 できれば、これは縦割りで仕方がないのかもしれないのですけれども、やはり今回のように国民健康保険と後期高齢者医療制度ということであれば、きちっとしたものはお互いに数字として持っておく必要はあるのではないかなというのは感じますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

安道委員 制度スタートしまして2カ月というようなことで、窓口には市民の皆さんからどういった声が寄せられたのか。また、どのぐらい問い合わせなどがあつたのか。

高齢者福祉課長 ただいまの質疑ですが、制度開始当時、あるいは3月から4月にかけてでございますけれども、例えば保険証が届かない、あるいは保険料が幾らになるか、そういったような問い合わせがございました。件数にしまして、これは3月19日から4月11日までの件数でございますけれども、750ございました。その中の内訳としましては、保険証が届かない旨の問い合わせ408、保険料にかかわるもの150、それからその他ということで192。

以上でございます。

安道委員 どういう声が寄せられていたのか、あわせてお願いします。

高齢者福祉課長 先ほども申し上げましたが、例えば保険証が届かないというような問い合わせとかありましたけれども、そのほかに保険料にかかわるもの問い合わせがありましたけれども、まだその時点では、現在も保険料を算定していませんので、実際にはわかりませんので、もし概算でわかるものについてはお答えをしたりはしております。

それから、あと医療機関等からの問い合わせ等もございました。

それは、保険証の番号とか、そういったものでございました。

あと、保険証の文字が小さくて見づらいとか、そういった内容のものございました。

以上でございます。

安道委員 非常に問い合わせが殺到したというふうな、保険証が届かないでとか、いろいろなそういった声が届いて混乱した状況の原因というのはどういったところから来ているというふうにお考えでしょうか。

高齢者福祉課長 先ほどもお話があったかと思いますが、実際その制度の周知とか、そういった面でなかなか市民の方に伝わっていなかった部分もあると思います。そういったことで市としましては説明会等各地で行ったわけですがけれども、やはり期間が短いということから、なかなかその辺での後期高齢者医療の制度についての周知が十分ではなかったというふうに思っております。

委員長　ここで休憩いたします。

午前11時03分　休憩

午前11時15分　再開

委員長　会議を再開いたします。

引き続き執行部に対する参考意見の聴取を行います。

吉澤委員　制度が始まってかなり地方自治体にも大きな影響を与えたと思いますけれども、担当する執行部としてこの制度全体をどのように評価しているのかお聞きします。

福祉部長　基本的にこの制度がいい悪いとかという、そういう判断は執行部としてはしておりません。あくまでもその制度、国が定めた制度、これをいかに市民の皆さんに迷惑かけないように執行していくのか、これが私どもに課せられた命題だと思っております。したがって、制度がいい悪いとかと、そういう判断はいたしておりません。

吉澤委員　現場で実際にどのような影響があったのか把握しているところで、実務的なところですか、財政面ですか、わかる範囲で結構ですから、お聞きします。

高齢者福祉課長　現在のところ、まだ保険料を賦課しておりませんので、実務的なことでいろいろな問題等はちょっとありません。ただ、保険料を賦課するに当たっては十分注意をしていきたいというふうに思っておりますが。

以上でございます。

吉澤委員 それから、先ほどもお話が出ましたけれども、新聞の報道で厚生労働省の後期高齢者医療の保険料のことで調査を行って、これ入間市も調査を行ったわけですね。そういう認識でいいですね。その結果についてはどのようになったのか、大まかな範囲でその結果についての状況をお聞きします。

高齢者福祉課長 国が行った調査でございますけれども、これはモデル世帯を上げまして、12パターンで行ったわけですが、それらに関しまして、入間市の場合は資産割というものが40パーセントかかっているわけですが、そういったものにつきましては平均で行うようにということの指示がありまして、平均額としましては2万5,196円、そういった資産割がどの世帯にもあるという前提で試算が行われております。そういったことから国保から後期高齢者医療に移った場合、固定資産税がない場合につきましては上がってしまうというふうに当然なるわけですので、そういった資産割を入れた形での試算でございますので、移行したときには下がるというような形の結果になっているというふうに思います。これは、所得が上がる場合につきましては、逆に移った場合でも上がるというふうな結果になっておりますけれども、一般的には資産割があるということで下がる、低所得者については特にそのような結果になっております。

上原委員 ちょっと数字をお知らせいただきたいのですが、後期高齢者医療制度へ移行した国保からの移行者の数、それから社保からの数、共済保険等他の保険からの移行者の数がもし把握できていました

からお知らせ願いたい。

高齢者福祉課長 平成19年度の国保のデータによって確認したところでございますけれども、後期高齢者のほうに移行された数は8,931、そういった数でございます。あと、ほかの制度からの移行につきましては把握はしておりません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

上原委員 見込みというか、大方この程度あれするだろうという、そういう数字もわかりませんか。

高齢者福祉課長 国保以外から加入されるのが1,500ということでございます。

上原委員 それで、今8,931、これが国保から後期高齢者医療制度への保険の移行者、これはデータベースということですね。それは、わかりました。

その中で実質的に料金が上がった人、下がった人のある大まかな数字というか、上がり下がりラインとしてどの程度の数字になりますでしょうか。大筋わかりますか。

高齢者福祉課長 ただいまの数字に対しまして上がった方ですが、全体で申し上げますと、これは平成19年度の国保賦課データによって積算したものでございます。その中で上がった方ですが、全体では6,315、減となった方ですが、2,616、率にしますと増が71パーセント、減が29パーセントになっております。

以上でございます。

上原委員 その中で所得階層がもし大まかわかったらお願ひしたいと思ひ

ます、上がった人、下がった人。

高齢者福祉課長 所得階層でございますけれども、33万円未満、これ所得
でございます。3,627、33万円から100万円未満518、それから100か
ら200万円未満、これが1,361、それから200から300万円未満659、
300万円から500万円未満145、500万円以上5、この方が増となっ
た方でございます。

それから、減も申し上げたほうがよろしい……

上原委員 わかれば。

高齢者福祉課長 減につきましてですが、同じくその所得階層は同じでご
ざいます。人数のみ申し上げます。1,426、282、415、184、107、
202。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ執行部に対する参考意見の聴取を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の方から願います。

吉澤委員 請願第1号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出
を求める請願について、反対の討論を行います。

この請願は、後期高齢者医療制度について有意義なものである
ことを前提に、低所得者に対して現行7割が最高となっている減
免制度のさらなる引き上げを図るよう国及び埼玉県後期高齢者医
療広域連合に入間市議会として意見書を提出するよう求めている

ものです。

後期高齢者医療制度は、スタートと同時に国民からの批判がわき起こり、新聞の世論調査では7割を超える人がこの制度を評価しないと答えています。また、全国の都道府県医師会のうち6割以上が反対や批判の態度を表明しています。制度の廃止を求める署名は600万人を超えており、こうしたことから見ても国民の理解も納得も全く得られていない、民意とはかけ離れた制度であることは明らかです。

制度を強行した政府与党は、制度の骨格は間違っていないと言いつつ、国民からの批判に慌てて見直しを繰り返しています。みずから決めた制度をみずから手直しせざるを得ない、いかにこの制度が矛盾に満ちているのかを証明しているようなものではないでしょうか。そもそも小手先だけの見直しでは、国民の苦しみは決して解決しません。この制度は、廃止しない限り問題をさらに深刻化させて際限のない痛みを国民に押しつけるからです。

その第1の理由は、医療費削減を目的にして75歳以上の高齢者を差別することは、どんな理由があっても許されないからです。厚生労働省の試算では、2015年度には医療費全体の削減額3兆円のうち2兆円を、2025年度では8兆円削減のうち5兆円を75歳以上の医療費削減で捻出するとしています。高齢者の医療費をイの一番で削減するために後期高齢者医療制度がつけられたのです。医療という命にかかわる問題で高齢者を差別する制度を続けさせるわけにはいきません。

第2の理由は、存続すればするだけますます過酷な痛みを国民に押しつけるからです。保険料は、天井知らずに値上げされ、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年度には現在の2倍以上にまで保険料が引き上げられる仕組みになっています。また、差別医療が導入され、今後さらに拡大しようとしています。75歳以上の高齢者の診療報酬を別建てにすることで外来、入院、終末期まであらゆる場面で差別医療が行われてしまうのです。

第3の理由は、すべての世代に重い負担と医療切り捨てを押しつける制度だからです。政府は、世代間の負担の公平と宣伝していますが、後期高齢者支援金の創設によってこれまでの老人保健制度への拠出金よりも増額され、現役世代が加入する組合健保や政管健保の負担はふやされました。健康保険組合連合会では5,000億円の負担増になるとしています。市町村国保を含めて現役世代の保険料の値上げの動きも出ています。あらゆる世代に負担増と医療切り捨てが行われていくのです。以上の点から見直しではなく、後期高齢者医療制度そのものを廃止するしか解決の道はありません。

参議院で行われた参考人質疑では、もとの制度に戻すことは無責任でも何でもなし。このまま続けることのほうがよっぽど無責任だという意見や、この制度は保険料を高くするか医療を制限しないとたない。だから、早くなくすべきという意見が出されています。

政府は、財源がないと言いますが、そもそも財源を理由に高齢

者を差別する医療制度をつくっていいのでしょうか。日本の総医療費はGDP比8パーセントで、先進7カ国で最低、OECD加盟30カ国中22位という低さです。本来なら国の負担をふやして当然なのです。財源は、政治の姿勢を変えれば生み出すことができるのです。この10年間で大企業への減税は5兆円、大資産家への減税は2兆円です。それをもとに戻せば7兆円の財源が生まれます。また、年間5兆円もの軍事費を減らすことです。特に条約上も日本に支払い義務のない米軍への思いやり予算は、2008年度で2,083億円にもなるのです。これをきっぱりやめ、在日米軍再編に3兆円もの税金を投入することをやめれば、国民が安心できる社会保障制度とそれを支える財源は確保できるはずです。

日本共産党は、1997年に旧厚生省が高齢者医療の独立、保険化やすべての高齢者からの保険料徴収を打ち出した直後からこれを批判してきました。そして、後期高齢者医療制度がスタートした現在に至るまで国民の立場に立ち、国会でも地方議会でも廃止の立場を貫いています。請願者の減免拡大を求める気持ちは理解できるものですが、後期高齢者医療制度は廃止しなければその矛盾は解決しません。よって、本請願には賛成できません。

以上、請願第1号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出を求める請願についての反対討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

永澤委員 後期高齢者医療制度の改善を求める請願について、賛成の討論を行います。

我が国は、今世界でも例を見ない少子高齢社会に直面しております。その時代背景において、市町村ごとに運営されている国民医療保険制度の財政状況は極めて厳しく、入間市においても昨年度は14億円もの一般財源からの繰入金をもって運営されております。今後ますます高齢化が進む中、老人医療費、国民医療費ともに上昇を続けております。

今までの制度のままでは国民健康保険が破綻しかねないことから、1990年代から高齢者医療制度の抜本改革が叫ばれ、新たな後期高齢者医療制度が誕生しました。この制度では、75歳以上の方の医療費を国民全体で支える仕組みが確立し、給付費の負担割合を公費5割、現役世代の保険料4割、そして75歳以上の方の保険料を1割とし、負担割合を明確にしたことが特徴であります。また、地方自治体による国民健康保険制度が破綻しかねない危機的財政状況であったからこそ都道府県単位の広域連合という単位に規模拡大したわけであります。制度そのものの骨格は、今後の日本の医療制度において大変重要であり、高齢者の不安をあおり、もとの国保及び老人保健制度に戻せとの主張は、将来にわたって国民皆保険制度を維持していく観点に立つとき、無責任な発言と言わざるを得ません。

しかし、急激な制度の改革と国の説明不足等の不手際があり、混乱を招いたことは事実であり、運用の面での改善を行う必要があることは否めません。国においても全国からのさまざまな声を聞き、運用の改善策を立てておりますが、入間市としての改善を

求める意見書の提出は重要であると考えます。よって、本請願について賛成といたします。

以上です。

委員長　ほかにありませんか。

鹿倉委員　後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出を求める請願に対する賛成討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2006年、国の医療制度改革の一環として当時の小泉内閣が提出した健康保険法の一部を改正する法律により従来の老人保健法の内容を全面改正する中で後期高齢者医療制度を規定し、2008年4月から施行されたものであります。しかし、問題も数多くある制度であることも指摘せざるを得ません。

この制度は、膨張する医療費を抑制するための管理をやりやすくするねらいから、大きな割合を占めている75歳以上を後期高齢者と一くくりに分類し、的を絞った上で医療給付の抑制をやりやすくするよう国の考えが根本にあります。

後期高齢者の医療給付は、後期高齢者自身の保険料で1割、その他の医療保険者、後期高齢者支援金として4割、残りの5割を国、県、市町村から公費として賄う仕組みであります。したがって、今後後期高齢者の絶対数が増大したとき、対応して医療給付費も増大していくわけではありますが、この増加分をどこでふやしていくかという問題にぶつかります。国の財政が厳しい中、公費の部分で大きくふやして対応していくことは、今後、今の状況ではますます厳しくなり、見込むことは厳しい状況であります。

また、現役世代が中核となる後期高齢者支援金の部分も、高齢が進む中で将来的には全体のパイが自然と減少する方向であります。この状況のもとで唯一パイが大きくなるのが、後期高齢者において保険料の負担割合を全体の1割のまま据え置いて頑張った場合、膨れ上がる医療費を制度全体として賄えなくなるということとは明白であります。

したがって、2年ごとの保険料の見直し時期において保険料の値上げに踏み切るのではないか、また同時に都道府県として医療給付の抑制に動かざるを得なくなってくると考えます。これは、医療機関に支払う診療報酬の引き上げということで達成されますが、それは高齢者が受けられる医療に制限が加わる、言いかえると高齢者が受けられる医療水準の質が低下することを意味するものであります。

しかし、ここへ来て、政府において制度や運用の大幅な改善が検討されております。改善がなされたとしても、その財源を増税に求めることなく、税の徹底した無駄遣いをなくし、特殊法人等の改革を断行し、制度の大幅な改善を求めるものであります。

そして、本請願の要旨であります低所得者に対しての減免割合の引き上げについては不可欠と考えます。

一日も早い制度の改善と運用の改善を強く要望し、賛成の討論といたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第1号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出
を求める請願は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、請願第1号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見
書の提出を求める請願は採択すべきものと決定いたしました。

ここで休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時37分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

請願第2号 後期高齢者医療制度の被保険者にかかる負担軽減を求める
請願

委員長 次に、請願第2号 後期高齢者医療制度の被保険者にかかる負
担軽減を求める請願を議題といたします。

請願の朗読は省略いたします。

請願の要旨について、紹介議員の金澤議員から説明を求めます。

要旨説明

金澤議員 請願第2号の後期高齢者医療制度の被保険者にかかる負担軽減

を求める請願について説明いたします。

本請願は、入間市東藤沢にお住まいの宮澤敏夫さんを代表とし、1,768名の署名をもって請願が出されました。

請願趣旨そのものについては、先ほどの請願第1号でご紹介したために省略させていただきますが、先ほどの国及び埼玉県広域連合に対する減免負担割合の引き上げについては、実際に国、県、広域連合で制度の見直しが進み、施行されるまでの間、若干の時間がかかることが当然予想されます。それまでの間、緊急避難的な意味合いを込めて、入間市において何らかの措置がとれないかどうかということここでここに請願が出されたものと理解しております。

請願項目として、後期高齢者医療制度の被保険者のうち、総所得が基礎年金の基本受給額を下回る低所得者に対し、さらなる保険料の軽減策を講じて下さいと請願項目にあります。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

また、委員長から申し上げますが、先ほどの請願第1号と内容的には変わらないものと思いますので、重複しないような質疑をよろしくお願ひしたい思います。

吉澤委員 今の説明ですと、国と広域連合が実施するまでの間というご説明だったと思うのですが、その点もう一度確認したいのですが、国や広域連合が実施するまでのあくまでも間という

ことでしょうか。

金澤議員 確におっしゃるように、まず請願の趣旨そのものについては緊急避難的な意味合いが強いというふうに理解しています。しかし、国や広域連合で行われる改善の内容について、まだまだ低所得者の求める域に達していないのであれば、入間市として財政とのにらみの中でさらなる負担軽減策を講じていただければなお幸いですというふうに考えています。

以上です。

吉澤委員 具体的には、どのような軽減策というものは何かあるのでしょうか。

金澤議員 保険料の軽減策については、実際問題これは政府や広域連合の負担軽減策の状況がまだ確定しておりません。10月からの年金天引きの廃止または年度末の還付によるもの、いろいろな方式が検討されておりますので、ここで具体的にこうしてくださいというような詳細については請願者の趣旨とは若干ずれるものというふうに考えております。

吉澤委員 財政的なことかというと、ここは入間市でということなので、あくまで入間市で負担、減免制度をつくってくれということでしょうか。

金澤議員 結構です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

ここで紹介議員の退席を求めます。

〔紹介議員退席〕

委員長 次に、執行部に対し、参考意見の聴取を行います。

安道委員 この請願項目の総所得が基礎年金の基本受給額を下回る低所得者に対し、さらなる保険料の軽減策を講じて下さいというふうなことで、さらなる保険料の軽減策ということになりますと、現行で何か独自の策があったのかというふうなことになるのかと思いますけれども、どのようになりますでしょうか。

高齢者福祉課長 ただいまの質疑ですが、軽減とか減免につきましては本来国の法律だとか、広域連合のほうの条例等によって行われるものというふうに考えております。

ただ、何か市のほうで方法があるのかということですが、一つ考えられるものとしては、例えばでございますが、低所得者を対象にした補助的なもの、補助金等、そういったものは一つの方法として考えられるのかなというふうに思いますが、実際この問題に対しまして全国的にどこでやっているというようなことは余り聞いていないことですが、一応そんなようなことが考えられるのかなというふうに思っております。

安道委員 そうした軽減策について、今では検討されているというふうに……

高齢者福祉課長 いや、軽減策を検討しているということではなくて、一つの方法としてどういうものがあるのかというふうに想定した場合、そういうこともあるのかなというような意味合いでのもので

ございます。

上原委員 ここに請願項目で出されております総所得が基礎年金の基本受給額を下回る低所得者という定義で入間市にどの程度の方が想定されるか、もしわかる範囲で教えていただきたいと思います。

高齢者福祉課長 こちらで把握している人数でございますけれども、80万円ということで考えていただきたいというふうに思います。4,728人の方がいらっしゃいます。

以上でございます。

忽滑谷委員 今おっしゃられた4,728人でしたか、の中で資産割でしたっけ、そういうのも含めてのことですか。それは、あくまでも所得が、年金が少ないという意味で、低いという数字で四千何人というのか、その点ちょっとお伺いします。

高齢者福祉課長 基本受給額80万円以下ということで、全く収入がない方も含めたものでございます。したがって、資産割とか、そういったものは当然その中には含まれています。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ執行部に対する参考意見の聴取を終結いたします。これより討論に入ります。

反対の方から願います。

吉澤委員 請願第2号 後期高齢者医療制度の被保険者にかかる負担軽減を求める請願について、反対の討論を行います。

本請願は、後期高齢者医療制度の被保険者のうち総所得が基礎

年金の基本受給額を下回る低所得者に対し、保険料の軽減策を入間市で実施してほしいというものです。

後期高齢者医療制度の問題点、日本共産党の立場については、先ほどの請願第1号の反対討論で述べたとおりです。

6月6日には、野党4党が提出した後期高齢者医療制度の廃止法案が参議院で可決されました。この法案の審議の中で元厚生労働大臣は、人間がつくったものに完璧なものなどあるはずがない。私どもも反省していると発言。舛添厚生労働大臣も財政の論理が優先し過ぎたと反省と言っています。制度をつくった政府与党もみずからの非を認めざるを得ない状況に追い込まれています。そして、ついに与党内からも至急もとに戻して新しくもう一回考え直すという声や、一たん凍結してゼロベースで国民的議論をという意見も出始めています。制度を実施した政府が反省しているのなら参議院での可決を重く受けとめ、小手先だけの見直しではなく、廃止に踏み切るべきです。

後期高齢者医療制度は廃止すべきという世論と運動は、今さまざまな立場の違いを超えて広がり、廃止に追い込むところまで近づいています。請願者の軽減策の実施を求める気持ちは理解するものですが、制度の欠陥に手をつけずに自治体だけに負担を求めるのでは抜本的な解決には至りません。医療費削減の名で高齢者を差別し、人間としての尊厳を奪う後期高齢者医療制度は廃止するしかありません。よって、本請願には賛成できません。

以上で請願第2号 後期高齢者医療制度の被保険者にかかる負

担軽減を求める請願の反対討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

永澤委員 後期高齢者医療制度の被保険者にかかる負担軽減を求める請願について、賛成の討論を行います。

先ほどの請願第1号の討論でも述べましたように、ますます高齢化が進み、医療費の上昇等により国民健康保険が破綻しかねないことから、新たな後期高齢者医療制度が誕生しました。制度の骨格そのものは、今後の日本医療制度において大変重要であります。急激な制度の改革と国の説明不足等の不手際により困難を招いているのも事実であります。

先ほどの意見書にもありましたように、運用の改善策を国においても立てておりますが、国の運用が行われるまでは時間がかかり、入間市として独自の軽減策を講じることは重要であると考えます。よって、本請願について賛成といたします。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第2号 後期高齢者医療制度の被保険者にかかる負担軽減を求める請願は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、請願第2号 後期高齢者医療制度の被保険者にかかる負担軽減を求める請願は採択すべきものと決定いたしました。

ここで休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 0時12分 再開

委員長 会議を再開いたします。

ただいまお配りした意見書のとおり、請願第1号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出を求める請願につきましては、委員会として意見書を提出することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、意見書を提出することに決しました。

△ 閉会の宣告 (午後 0時13分)

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

以上で福祉教育常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

福祉教育常任委員会委員長 宮 岡 幸 江